

亀山市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月24日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

門垣戸自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 豊田 由広

亀山市阿野田町1389番地

変更後 豊田 和則

亀山市阿野田町1407番地

3 変更の年月日

令和3年4月18日

4 変更の理由

任期満了により自治会長が交代したため